

原子力平和利用調査議員団に対する
米原子力委員長ストロース氏の言明

昭和31年9月27日 午後5時
於ワシントン米原子力委員会本部
報告者 在米大使館一等書記官
科学アタツシエ
向 坊 隆

調査団はコミッショナー、リビー博士 (Dr. F. Libby)、
渉外部次長ボーゲル氏 (Mr. G. C. Vogel) 原子炉開発部長デービス
博士 (Dr. K. Davis) 等、米原子力委員会幹事^部と会見し、放射能
障害予防対策、民間における原子力開発に対する政府補助、原子力科
学技術者の養成等の諸問題について討論せる後、調査団を代表して有
田団長よりストロース委員長に対して次の如き意見並に要望を申述べ
た。

「日本はエネルギー資源の一つとして原子力の開発を急速に行う必要
に迫られている。然し乍ら、もし動力用原子炉を米国から輸入せんと
する場合には、日米間に之に関する国際協定を結ばねばならぬ。
然るに、動力炉に関する米国と諸外国との協定に関し、今迄に発表さ
れた協定から我々の諒解する処では、同協定には秘密情報の提供が含
まれ、従つてこの秘密を守るべきことが受入国に対して要求される。

c112-014-011

然し乍ら日本には原子力基本法なる法律があつて、その基本条項の一つとして、原子力に関する諸問題には、秘密が含まれてはならず、すべての原子力情報は公開されるべきことが明記されており、上述の既存の動力協定は之と矛盾することとなる。

日本の原子力基本法は原子力はすべて平和目的に利用されるべきものなりとの立場から出来たもので、上の基本条件も之に基くものである。

従つて、我々は、もし日本が米国に対して動力原子炉の購入を申出た場合、米国側が日本の原子力基本法の主旨を諒解せられ、日米間の動力炉協定には、日本の原子力基本法に矛盾する如き条項、即ち秘密保持の条項を含ませることなき様、特に考慮を煩わしたい。」之に対し、ストロース委員長から次の如き回答があつた。

「原子力は平和目的にのみ利用されるべしとの日本の原子力基本法の主旨には全面的に賛意を表するとともに、日米間に動力協定を締結する場合には、日本の原子力基本法に矛盾せざるものとするに協力することをお約束する。

現在米国の非軍事的動力原子炉 (civilian power Reactor)には殆んど秘密が含まれておらず、之等を秘密条項を含まぬ動力協定により日本に提供することが可能である。非軍事的原子炉に関連した事項中、現在秘密になつてゐるのは、燃料の製作と加工

現在の CPR のとは何かを先づあやせ？！！

本館蔵の原稿
©2022 YHAL, YITP, Kyoto University
京都大学基礎物理学研究所の湯川記念館史料室
12月10日
に可なり

(production and fabrication of nuclear fuel)

に関するものと、使用済原子炉燃料の化学的回収処理 (Chemical Reprocessing) に関するものだけであり、米国で製作した燃料要素を購入して上述の動力炉に使用することには、秘密が含まれない。

秘密なしに提供し得る動力炉としては、shipping port に建設中の PWR 型 (Pressurised Water Reactor) 並にアルゴンヌ国立研究所で研究し、同研究所並にサンホセ (San Jose) に建設中の BWR 型 (Boiling Water Reactor) 沸騰水型を例としてあげることが出来る。」

之に対し調査団より、之等の動力炉を秘密条項なしに外国に提供し得るとの方針は何時頃決定されたかと質問せるに対し、ストロース氏は「大部分の秘密は昨年夏のジュネーブ会議にて行われ、以後徐々に漸進的に行われたものなり」と答えた。

更に調査団より、何型の炉を秘密なしに日本に提供し得るか、具体的に列挙されたしと要求せるに対しストロース氏は回答を保留し、翌28日のAEC幹部との再会見において、前記ボーゲル氏、グットマン博士 (Dr. Goodman、原子炉開発部次長) より次の回答があつた。

